

前面／側面ガラスの可視光線透過率の測定例

重要なお案内

- ★本項は、自動車の窓ガラスへ貼付し遮熱や遮光及び紫外線カット等を目的とした市販されているフィルム（以下、窓ガラスフィルム）について、可視光線透過率を測定した実証実験の例である。
- ★使用した窓ガラスフィルムの商品名等は伏せているが、当該商品及び類似商品を誹謗等する目的ではない。保安基準不適合となる車両に適合証等を交付するという処分の対象となる違反や、持ち込み検査時に窓ガラスフィルムを剥がすように促される事例（自走で検査場に持ち込みしている場合は道交法違反ともなり得る）が1件でも少なくなることを目的としている。

- 1 概要 口絵 1
- 2 可視光線透過率の測定 口絵 4
- 3 経年劣化について 口絵 12

1

概 要

1. 本書、「事例5. 前面／側面ガラスの貼付物等」における「**1** ステッカー／フィルムの貼付」では、前面及び側面ガラスに貼付可能となるステッカーや窓ガラスフィルムについて基準をまとめている。
2. 当該事例において「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」については、「可視光線透過率が70%以上であること」と規定されている。
3. また、使用する可視光線透過率測定器について、国土交通省自動車局整備課は令和5年1月13日、日整連に次のような事務連絡を行い周知させている。以下、事務連絡の原文となる。

指定自動車整備事業における着色フィルム等が装着された自動車の指導について

今般、窓ガラスフィルム製作者より、着色フィルム等が装着された自動車の取扱いに関する運輸支局等の指定自動車整備事業に対する指導が統一されていないとの指摘を受け、全ての運輸支局等に対し調査をしたところ、運輸支局等の指導に差異が確認された。

本書について

本書は、自動車の改造や部品の装着箇所を挙げ、当該箇所に適用される主な保安基準・審査事務規程を抜粋し、まとめた書籍です。弊社では、毎年4月に「自動車検査ハンドブック」を発行しておりますが、保安基準第1条から第55条の順に収録しているため、改造箇所によっては条項をまたがって、適用される保安基準を探し出す必要があります。本書においては、変更箇所毎に確認しなければならない保安基準をまとめている、言わば逆引き集となっています。

対象は、平成以降に製作された四輪であって乗車定員9人以下の乗用自動車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車としています。また、台数が少ないなどの理由から次の自動車を対象から除外しています。

〔除外自動車〕

- ①三輪自動車
- ②カタピラ及びそりを有する自動車
- ③最高速度40km/h未満の自動車
- ④幅0.8m以下の自動車

※昭和以前に製作された自動車については、公論出版発行の「自動車検査ハンドブック～昭和編～」をご参照ください。

なお、審査事務規程は令和5年11月現在の第54次改正までを反映させて作成しています。今後の改正により、本書の内容と適合しなくなることがあります。その際は、弊社のホームページで概要を掲載する予定です。



指定工場において、保安基準不適合状態であるにもかかわらず自動車検査員が適合証に証明してしまう行為や、事業者が適合証等を交付してしまう行為、また、持ち込み検査時において保安基準不適合状態であることにより再持ち込みとなることを1件でも防ぐことを目的として作成しました。

令和5年12月
公論出版 編集部

《使用している略語について》

略語	正式名称
法（車両法）	道路運送車両法
施行規則	道路運送車両法施行規則
保安基準	道路運送車両法の保安基準
細目告示	道路運送車両法の保安基準細目を定める告示
審（審査規程）	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程

事例1. ホイール／タイヤ

1 JWL などのマーク	4
2 タイヤの負荷能力	7
3 タイヤなどの突出	16
4 速度計の誤差	17
5 スピンナーなどの装飾品	18
6 その他及び他事例との重複項目	
① 適用リム	19
② 損傷／振れなど	30
③ 亀裂及び空気圧	30
④ タイヤの溝	30
⑤ 横滑り量	31
⑥ タイヤ空気圧監視装置	32
⑦ タイヤの外径が変化している場合	32

事例2. ローダウン

1 部品の種類と検査	33
2 最低地上高	37
3 緩衝装置	41
4 灯火等の取付位置と視認角度	43
5 前照灯の明るさ及び照射方向	56
6 後退時車両直後確認装置	60
7 その他及び他事例との重複項目	
① フェンダ等との接触	63
② 横滑り量	63
③ 速度計の誤差	63

事例3. リフトアップ

1	安定性	64
2	巻込防止装置	67
3	突入防止装置	69
4	運転者席からの視界（直接前方視界など）	82
5	前方及び側方の視界	87
6	後写鏡による視界	95
7	コイルスペーサーやショック延長ブラケットの使用	97
8	その他及び他事例との重複項目	
1	長さ、幅及び高さ	98
2	横滑り量	99
3	部品の種類と検査	99
4	緩衝装置	99
5	速度計の誤差	99
6	灯火等の取付位置と視認角度	99
7	前照灯の明るさ及び照射方向	99
8	後退時車両直後確認装置	99

事例4. オーバーフェンダー

1	部品の種類と検査（幅1cmのオーバーフェンダー）	100
2	灯火等の取付位置と視認角度	103
3	その他	
1	フェンダーへのスポンジ類の取付	111
2	フェンダ等との接触	111

事例5. 前面／側面ガラスの貼付物等

1	ステッカー／フィルムの貼付	112
2	フィルムアンテナの貼付範囲（前面ガラス）	117
3	ドライブレコーダーの貼付範囲（前面ガラス）	121
4	盗難防止用ステッカー等の貼付範囲	123
5	ガラスの交換	124

参考. 構造等変更検査及び改造届出について

1	構造等変更検査が必要となる変更	127
2	改造届出が必要となる変更	129

事例 1. ホイール／タイヤ

事例 1

ホイール／タイヤ



▶ Point

- 1 JWL などのマーク 4
- 2 タイヤの負荷能力 7
- 3 タイヤなどの突出 16
- 4 速度計の誤差 17
- 5 スピンナーなどの装飾品 18
- 6 その他及び他事例との重複項目
 - 1 適用リム 19
 - 2 損傷／振れなど 30
 - 3 亀裂及び空気圧 30
 - 4 タイヤの溝 30
 - 5 横滑り量 31
 - 6 タイヤ空気圧監視装置 32
 - 7 タイヤの外径が変化している場合 32

1

JWL などのマーク

▷保安基準第9条、審査規程7－11

堅ろうであること

1. 空気入ゴムタイヤを除く自動車の走行装置は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、「堅ろう」で、安全な運行を確保できるものでなければならない。

事例 2. ローダウン



▶ Point

- 1 部品の種類と検査 33
- 2 最低地上高 37
- 3 緩衝装置 41
- 4 灯火等の取付位置と視認角度 43
- 5 前照灯の明るさ及び照射方向 56
- 6 後退時車両直後確認装置 60
- 7 その他及び他事例との重複項目
 - 1 フェンダ等との接触 63
 - 2 横滑り量 63
 - 3 速度計の誤差 63

1

部品の種類と検査

▷ 「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」及び同通達の細部取扱い

用語について

1. 用語の定義は次によるものとする。

用語	定義
指定部品	▪ ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める【省略】自動車部品。

事例3. リフトアップ



事例3

リフトアップ

▶ Point

1 安定性	64
2 巻込防止装置	67
3 突入防止装置	69
4 運転者席からの視界（直接前方視界など）	82
5 前方及び側方の視界	87
6 後写鏡による視界	95
7 コイルスパーサーやショック延長ブラケットの使用	97
8 その他及び他事例との重複項目	
1 長さ、幅及び高さ	98
2 横滑り量	99
3 部品の種類と検査	99
4 緩衝装置	99
5 速度計の誤差	99
6 灯火等の取付位置と視認角度	99
7 前照灯の明るさ及び照射方向	99
8 後退時車両直後確認装置	99

1

安定性

▷保安基準第5条、審査規程7-6

1. 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。

事例4. オーバーフェンダー



▶ Point

- 1 部品の種類と検査（幅1 cmのオーバーフェンダー）……100
- 2 灯火等の取付位置と視認角度 ……………103
- 3 その他
 - 1 フェンダーへのスポンジ類の取付 ……………111
 - 2 フェンダ等との接触 ……………111

1

部品の種類と検査（幅1 cmのオーバーフェンダー）

▷ 「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」及び同通達の細部取扱い

用語について

1. 用語の定義は次によるものとする。

用語	定義
指定部品	<ul style="list-style-type: none">▪ ユーザーの嗜好により追加、変更等する蓋然性が高く、安全の確保、公害の防止上支障が少ないエア・スポイラ、ルーフ・ラック、ショック・アブソーバ、トレーラ・ヒッチ等別途定める〔省略〕自動車部品。▪ 指定部品については、一般的に流通している自動車部品であって、製造者が特定できるものを想定しており、一部の特定名マニアや暴走族等が好んで装着しているようなものは含まれていない。

事例5. 前面／側面ガラスの貼付物等

★編注:前面／側面ガラスの可視光線透過率測定例は、巻頭口絵(カラーページ)参照。



▶ Point

- 1 ステッカー／フィルムの貼付 112
- 2 フィルムアンテナの貼付範囲(前面ガラス) 117
- 3 ドライブレコーダーの貼付範囲(前面ガラス) 121
- 4 盗難防止用ステッカー等の貼付範囲 123
- 5 ガラスの交換 124

1

ステッカー／フィルムの貼付

▷保安基準第29条、審査規程7-55

指定物以外の貼付禁止

1. 自動車の前面ガラス及び側面ガラス(*1:基準が適用されない側面ガラスを除く)には、検査標章等以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない(*2:貼付可能なステッカー及びフィルムを除く)。

この場合において、窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。

ただし、窓ふき器及び自動車製作者が付したことが明らかである刻印については、この限りでない。

保安基準 逆引き集 Vol. ①

改造箇所→保安基準

令和6年4月1日発行

■ 発行者 株式会社 公論出版